

| |
|-----------|
| 資料提供 |
| 滋賀労働局発表 |
| 令和5年6月23日 |

| | |
|----|--|
| 担当 | 滋賀労働局労働基準部 健康安全課長 堀 貴志 安全専門官 小山 哲平 |
|----|--|



全国安全週間中に滋賀労働局・大津労基署が 製造現場のパトロールを合同で実施します

～ 7月1日から7日は全国安全週間 ～

滋賀労働局（局長 小島 裕）と大津労働基準監督署（署長 宮木義博）では、「全国安全週間」に合わせて、安全意識の高揚を図るため、滋賀県を代表する製造業の事業場に対して、安全パトロールを実施します。

ポイント

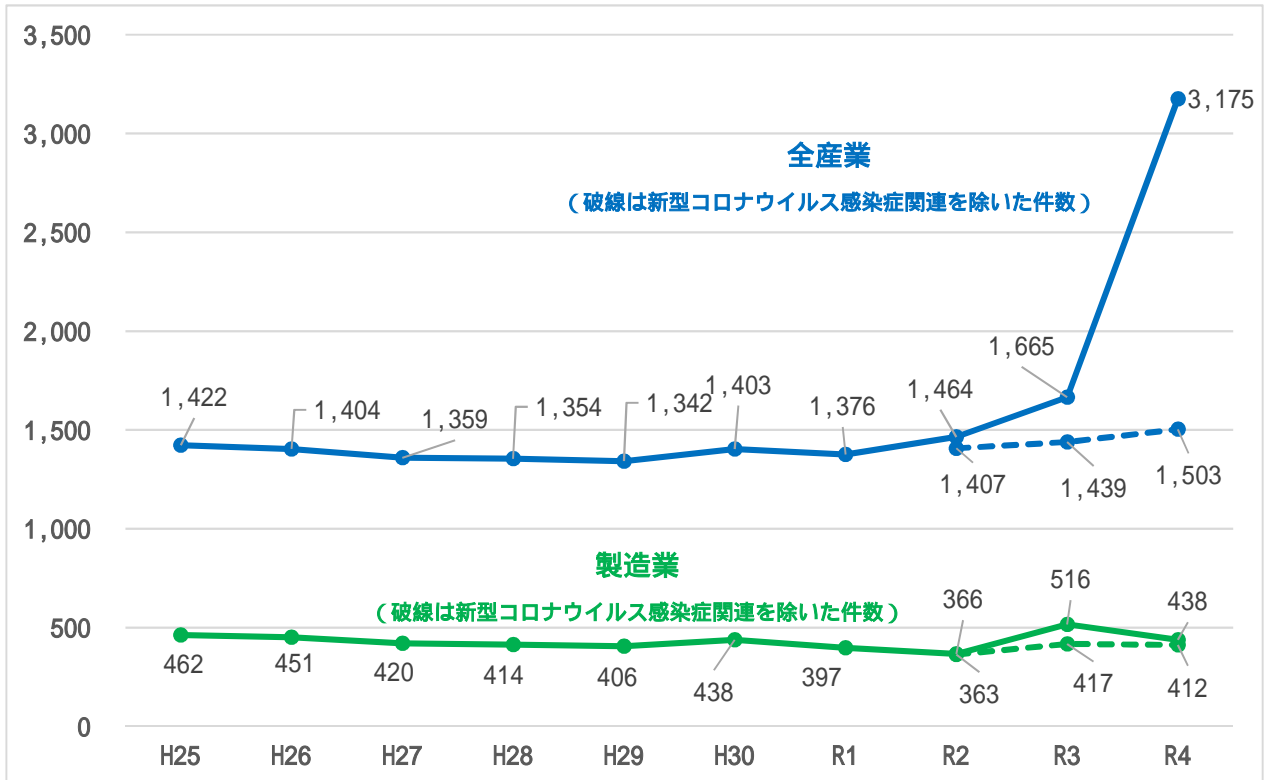
- 令和4年（1～12月）の滋賀県内の労働災害による休業4日以上死傷者数は、3,175人となり、前年比で1,510人（+90.7%）増加しました。また、労働災害による死亡者数は11人となり、前年の7人から4人増加しました。
製造業においては、死傷者数が438人（前年比-78人、-15.1%）、死亡者数が3人（前年比-2人）となり、いずれも令和3年より減少に転じたものの、「はさまれ・巻き込まれ」災害等による重篤な労働災害が多発し、特に20歳代の若年労働者の死亡災害が複数件発生しています。そして、今年も、既に死亡災害が1件発生し、死傷者数も前年同時期を上回る水準で推移する等、憂慮すべき状況となっております（参考資料1～4）。
- 7月1日から7日までを「全国安全週間」（厚生労働省、中央労働災害防止協会の主唱。6月1日から30日までを「準備期間」とし、各事業場に対し、安全活動への積極的な取組を呼びかけています（参考資料5）。
- 滋賀労働局では、全国安全週間中に、**滋賀県で安全衛生活動に積極的に取り組んでいる製造業の事業場**に対して、**安全パトロール**を次のとおり実施します（参考資料6）。
 - 実施日時 令和5年7月3日（月）14時00分～
 - 対象事業場 ゼオンポリミクス株式会社
（滋賀県大津市石居1丁目11-1）
 - 出席予定者 滋賀労働局 労働基準部長 ほか 計4名
大津労働基準監督署長 ほか 計2名

是非、当日の取材をお願いします

取材される場合は**当日午前10時まで**に上記担当あてにご連絡をお願いします。

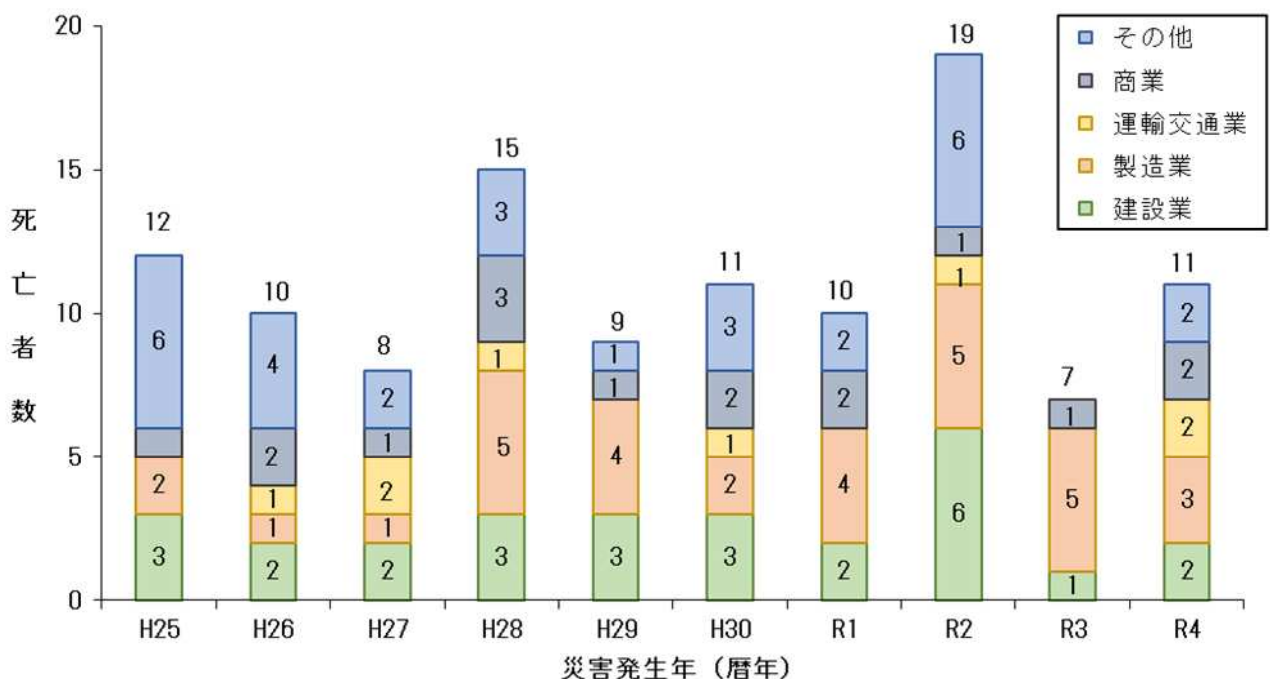
工場内では、立入、撮影をご遠慮いただく箇所もありますので、ゼオンポリミクス株式会社の指示に従って取材されますようお願いいたします。

参考 1 滋賀県内の労働災害による休業4日以上死傷者数の推移



滋賀県内の休業4日以上死傷者数は、全産業で4年連続して増加している。製造業はここ数年増減を繰り返している状況である。

参考 2 労働災害による死亡者数の経年推移



参考3 死亡災害の概要（令和4年）

| 令和4年 死亡災害の概要 | | | | | |
|--------------|--------------------|-------------|---------------|--------------|---|
| | | | | | 滋賀労働局 |
| | | | | | 令和5年3月末日現在 |
| 番号 | 業種 (規模) | 発生月 時間帯 | 事故の型 | 被災者の職種 年代 | 発生概要 |
| 1 | 貨物自動車運送業 (14名) | 2月 5時頃 | 墜落・転落 | 運転者 50歳代 | 貨物自動車を運転し、高速道路を走行中、前方を走行する車両に追突するのを防ぐため急ブレーキを掛け、ハンドルを右に切ったところ、運転していた貨物自動車が横転した。貨物自動車から救出された運転者は、緊急電話を使用するため路肩を歩いていたところ、路肩の側壁を乗り越え、約12メートル下の地面に墜落したものの。 |
| 2 | その他の卸売業 (10名) | 3月 11時頃 | 激突され | 作業員 50歳代 | 作業員が場内を歩行していたところ、梱包した段ボールに向かって走行していたフォークリフトが、歩行者に接触し、作業員がフォークリフトの下敷きとなったもの。 |
| 3 | 可塑物製品製造業 (89名) | 4月 9時頃 | おぼれ | 作業員 60歳代 | 工場敷地内の浄化槽の水面に浮かんでいる被災者を同僚労働者が発見、搬送先の病院で死亡が確認されたもの。浄化槽は複数の槽から構成されており、被災者が槽上に架設された通路から槽内の異常を確認していたところ、何らかの理由により誤って槽内に転落したものと推定される。 |
| 4 | 産業廃棄物処理業 (22名) | 6月 15時頃 | 墜落・転落 | 運転者 50歳代 | 散水車を運転し、事業場敷地内の解体部材の捨場に散水後、幅員7メートルの斜路を後進しながら下っていたところ、後輪が路肩に乗り上げ、高さ約4メートルの法面下に転落、運転席窓から投げ出された上半身が地面と車体の間にはさまれたもの。 |
| 5 | 橋梁建設工事業 (8名) | 7月 13時頃 | 飛来・落下 | 作業員 10歳代 | 橋脚深礎工事において、地上から深さ約10メートルの深礎底部で落下した結束線等の清掃作業を行っていたところ、主鉄筋に結束線により仮止めしていたフープ筋(重量480kg)25組が頭上に落下し、窒息死したものの。 |
| 6 | 警備業 (41名) | 7月 13時頃 | その他 | 警備員 60歳代 | 屋外工事現場で工事車両の誘導業務に従事し、午前の業務を終え、現場に止めていた自家用車にて休憩していたところ、自家用車の脇に横たわった状態で発見された。医療機関へ救急搬送されたが、6日後、熱中症に起因する肺炎を発症し、死亡したものの。 |
| 7 | 貨物自動車運送業 (60名) | 8月 3時頃 | 交通事故 (道路) | 運転者 50歳代 | 高速道路を10tトラックで走行中、左カーブで路肩付近に駐車していたトラックに追突し、死亡したものの。 |
| 8 | パルプ・紙製造業 (128名) | 9月 2時頃 | はさまれ 巻き込まれ | 作業員 20代 | 工場倉庫内で天井クレーンによりロール紙を積み上げる作業を行っていたところ、直前に積み上げたロール紙に歯止めを設置していなかったため積み上げたロール紙が崩壊し、荷役していたロール紙を押し込んだため、ロール紙と背後の鉄柵との間にはさまれた。被災者は、その状態から逃れようと、荷役していたロール紙を巻き上げたところ、当該ロール紙の重量が被災者を圧迫し、死亡したものの。 |
| 9 | 塗料製造業 (81名) | 9月 13時頃 | はさまれ 巻き込まれ | 作業員 20代 | 塗料製造の仕込み作業中、攪拌機に袋内に入っていた顔料(1袋10kg)を手作業で投入していたところ、当該攪拌機内で逆さの状態で見えなくなったもの。被災者の左肩部から先に切断されており、投入時に攪拌機の可動部分に左手が巻き込まれ、攪拌機内に転落したものと推定される。 |
| 10 | 新聞販売業 (30名) | 11月 5時頃 | 交通事故 (道路) | 配達員 40代 | バイクで朝刊の配達業務に従事していたところ、信号機のない交差点を右折しようとしたところ、右前方角にあった民家と道路の間にあった水路にバイクごと突っ込み、溺死したものと推定される。 |
| 11 | その他の建築工事業 (1名) | 12月 13時頃 | 墜落・転落 | 作業員 50代 | 鉄骨造倉庫の屋根敷設工事で、屋根上で屋根材のボルト締め付け作業を行っていたところ、約11m下方のコンクリート上に墜落、意識不明の状態での病院に搬送され、令和5年1月に死亡したものの。現場に手すりや親綱等は設置されておらず、屋根上で作業中に屋根端部から墜落したものと推定される。 |

※本資料は、県内等での同種災害の再発防止に資することを目的に作成しています。
速報性を重視しているため、今後において加筆・修正を行う場合があります。

滋賀県内の労働災害発生状況（令和5年5月末速報値）

様式1 業種別・業種別労働災害発生状況（労働者死傷病報告に基づき）（休業4日以上）発生期間 令和5年4月1日～令和5年5月31日 令和5年5月末現在

| 業種 | 滋賀全体 | | | | 大津市 | | | | 彦根市 | | | | 東近江市 | | | |
|---------------|-------------------------|------|-----|--------|-------|-------|------|-----|------|------|-----|--------|-------|-------|-------|-----|
| | 本年 | 前年同期 | 増減 | 増減率 | 本年 | 前年同期 | 増減 | 増減率 | 本年 | 前年同期 | 増減 | 増減率 | 本年 | 前年同期 | 増減 | 増減率 |
| | 新規コロナウイルス感染症 本年 前年同期 | 増減 | 増減率 | 本年 | 前年同期 | 増減 | 増減率 | 本年 | 前年同期 | 増減 | 増減率 | 本年 | 前年同期 | 増減 | 増減率 | |
| 食品品製造業 | 19 | 23 | -4 | -17.4 | ±0 | ±0 | ±0 | ±0 | 9 | 12 | -3 | -25.0 | ±0 | ±0 | ±0 | ±0 |
| 繊維工業 | 8 | 1 | +7 | +700.0 | ±0 | ±0 | ±0 | ±0 | 2 | ±0 | +2 | +200.0 | ±0 | ±0 | ±0 | ±0 |
| 衣服その他の繊維製品製造業 | 2 | ±0 | +2 | +200.0 | 1 | +1 | ±0 | ±0 | 1 | ±0 | +1 | +100.0 | ±0 | ±0 | ±0 | ±0 |
| 木材 木製品製造業 | 6 | 5 | +1 | +20.0 | ±0 | ±0 | ±0 | ±0 | 1 | ±0 | +1 | +100.0 | ±0 | ±0 | ±0 | ±0 |
| 家具 装飾品製造業 | 1 | ±0 | ±0 | ±0 | ±0 | ±0 | ±0 | ±0 | ±0 | ±0 | ±0 | ±0 | ±0 | ±0 | ±0 | ±0 |
| パルプ・紙・紙加工品製造業 | 1 | 4 | -3 | -75.0 | ±0 | ±0 | ±0 | ±0 | ±0 | ±0 | ±0 | ±0 | ±0 | ±0 | ±0 | ±0 |
| 印刷 製本業 | 15 | 3 | +12 | +400.0 | ±0 | ±0 | ±0 | ±0 | 2 | 1 | +1 | +100.0 | ±0 | ±0 | ±0 | ±0 |
| 化学工業 | 24 | 17 | +7 | +41.2 | ±0 | ±0 | ±0 | ±0 | 5 | (1) | 3 | +2 | +66.7 | ±0 | ±0 | ±0 |
| 窯業土石製品製造業 | 9 | 11 | -2 | -18.2 | ±0 | ±0 | ±0 | ±0 | 4 | 2 | +2 | +100.0 | ±0 | ±0 | ±0 | ±0 |
| 鉄鋼業 | 3 | 1 | +2 | +200.0 | ±0 | ±0 | ±0 | ±0 | 1 | 1 | ±0 | ±0 | ±0 | ±0 | ±0 | ±0 |
| 非鉄金属製造業 | (1) | 14 | 18 | -4 | -22.2 | ±0 | ±0 | ±0 | 3 | 3 | ±0 | ±0 | ±0 | ±0 | ±0 | ±0 |
| 金属製品製造業 | 15 | 14 | +1 | +7.1 | ±0 | ±0 | ±0 | ±0 | 4 | 5 | -1 | -20.0 | ±0 | ±0 | ±0 | ±0 |
| 一般機械器具製造業 | 8 | 14 | -6 | -42.9 | 1 | +1 | +1.0 | ±0 | 6 | 4 | +2 | +50.0 | 1 | +1.0 | ±0 | ±0 |
| 電気機械器具製造業 | 4 | 13 | -9 | -69.2 | ±0 | ±0 | ±0 | ±0 | 1 | 1 | ±0 | ±0 | ±0 | ±0 | ±0 | ±0 |
| 輸送用機械器具製造業 | 12 | 6 | +6 | +100.0 | ±0 | ±0 | ±0 | ±0 | 5 | 2 | +3 | +150.0 | ±0 | ±0 | ±0 | ±0 |
| 電気・ガス・水道業 | (1) | 140 | (1) | 131 | +9 | +6.9 | 13 | 9 | +4 | 43 | (1) | 36 | +7 | +19.4 | 1 | +1 |
| その他製造業 | 8 | 10 | -2 | -20.0 | ±0 | ±0 | ±0 | ±0 | 3 | 4 | -1 | -25.0 | ±0 | ±0 | ±0 | ±0 |
| 建設業 | 17 | 28 | -11 | -38.3 | ±0 | ±0 | ±0 | ±0 | 7 | 12 | -5 | -41.7 | ±0 | ±0 | ±0 | ±0 |
| 土木工事業 | 5 | 8 | -3 | -37.5 | ±0 | ±0 | ±0 | ±0 | 2 | 4 | -2 | -50.0 | ±0 | ±0 | ±0 | ±0 |
| (内 木造家屋建築工事業) | 12 | 19 | -7 | -36.8 | ±0 | ±0 | ±0 | ±0 | 8 | 12 | -4 | -33.3 | ±0 | ±0 | ±0 | ±0 |
| その他の建設業 | 37 | 57 | -20 | -35.1 | ±0 | ±0 | ±0 | ±0 | 18 | 28 | -10 | -35.7 | ±0 | ±0 | ±0 | ±0 |
| 建設業計 | 4 | 4 | ±0 | ±0 | ±0 | ±0 | ±0 | ±0 | 3 | 4 | -1 | -25.0 | ±0 | ±0 | ±0 | ±0 |
| 運輸旅客運送業その他 | (1) | 45 | 49 | -4 | -8.2 | ±0 | ±0 | ±0 | (1) | 21 | 18 | +3 | +16.7 | ±0 | ±0 | ±0 |
| 道路貨物運送業 | (1) | 49 | 53 | -4 | -7.5 | ±0 | ±0 | ±0 | (1) | 24 | 22 | +2 | +9.1 | ±0 | ±0 | ±0 |
| 運輸交通業計 | 6 | 1 | +5 | +500.0 | ±0 | ±0 | ±0 | ±0 | 4 | 4 | ±0 | ±0 | ±0 | ±0 | ±0 | ±0 |
| 郵便取扱業 | 3 | ±0 | +3 | +300.0 | ±0 | ±0 | ±0 | ±0 | 1 | ±0 | +1 | +100.0 | ±0 | ±0 | ±0 | ±0 |
| 農業 | 39 | 42 | -3 | -7.1 | ±0 | ±0 | ±0 | ±0 | 33 | 31 | +2 | +6.5 | ±0 | ±0 | ±0 | ±0 |
| 林業 | (1) | 326 | (1) | 456 | -130 | -28.5 | 110 | 261 | -151 | 163 | 228 | -65 | -28.5 | 40 | 128 | -88 |
| 水産畜産業 | 59 | 137 | -78 | -56.9 | 50 | 131 | -81 | ±0 | 18 | 73 | -55 | -75.3 | 15 | 70 | -55 | |
| (内 医療保健業) | 84 | 154 | -70 | -45.5 | 59 | 121 | -62 | ±0 | 36 | 74 | -38 | -51.4 | 25 | 54 | -29 | |
| (内 社会福祉施設) | (1) | 22 | 24 | -2 | -8.3 | ±0 | ±0 | ±0 | 14 | 13 | +1 | +7.7 | ±0 | ±0 | ±0 | |
| (内 清掃業) | 81 | 95 | (1) | 61 | +34 | +55.7 | 3 | -3 | 54 | 28 | +26 | +92.9 | 2 | -2 | 18 | |
| (内 小売業) | 36 | 33 | +3 | +9.1 | ±0 | ±0 | ±0 | ±0 | 21 | 15 | +6 | +40.0 | ±0 | ±0 | ±0 | |
| (内 接客業) | 21 | 20 | +1 | +5.0 | ±0 | ±0 | ±0 | ±0 | 13 | 10 | +3 | +30.0 | ±0 | ±0 | ±0 | |
| (内 飲食店) | (3) | 600 | (2) | 742 | -142 | -19.1 | 123 | 270 | -147 | (1) | 286 | (1) | 346 | -60 | -17.3 | 41 |
| 合計 | 3 | 2 | +1 | +50.0 | ±0 | ±0 | ±0 | ±0 | 1 | 1 | ±0 | ±0 | ±0 | ±0 | ±0 | ±0 |
| 死亡災害発生状況 | 1 | 1 | ±0 | ±0 | ±0 | ±0 | ±0 | ±0 | 1 | 1 | ±0 | ±0 | ±0 | ±0 | ±0 | ±0 |
| 製造業 | 1 | 1 | ±0 | ±0 | ±0 | ±0 | ±0 | ±0 | ±0 | ±0 | ±0 | ±0 | ±0 | ±0 | ±0 | ±0 |
| 建設業 | 1 | 1 | ±0 | ±0 | ±0 | ±0 | ±0 | ±0 | ±0 | ±0 | ±0 | ±0 | ±0 | ±0 | ±0 | ±0 |
| 交通運送業 | 1 | 1 | ±0 | ±0 | ±0 | ±0 | ±0 | ±0 | ±0 | ±0 | ±0 | ±0 | ±0 | ±0 | ±0 | ±0 |
| 上貨物運送業 | 1 | 1 | ±0 | ±0 | ±0 | ±0 | ±0 | ±0 | ±0 | ±0 | ±0 | ±0 | ±0 | ±0 | ±0 | ±0 |
| 林業 | 1 | 1 | ±0 | ±0 | ±0 | ±0 | ±0 | ±0 | ±0 | ±0 | ±0 | ±0 | ±0 | ±0 | ±0 | ±0 |
| その他の事業 | 1 | 1 | ±0 | ±0 | ±0 | ±0 | ±0 | ±0 | ±0 | ±0 | ±0 | ±0 | ±0 | ±0 | ±0 | ±0 |

増減率は「パーセント」で表示
(1)内は、死者数で除算せず
新型コロナウイルス感染症は、統計対象期間中に報告のあった
労働災害発生報告書の数

参考5

令和5年度全国安全週間実施要綱

1 趣 旨

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で96回目を迎える。

この間、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきた。この努力により労働災害は長期的には減少しているところであるが、令和4年の労働災害については、死亡災害は前年を下回る見込みであるものの、休業4日以上死傷災害は前年を上回る見込みであり、近年、増加傾向に歯止めがかからない状況となっている。

特に、転倒や腰痛といった労働者の作業行動に起因する死傷災害、墜落・転落などの死亡災害が依然として後を絶たない状況にある。

また、労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全に働くことができる職場環境を築くためには、本年3月に策定された第14次労働災害防止計画に基づく施策を着実に推進するための不断の努力が必要であり、特に初年度となる令和5年度においては、労使一丸となった取組が求められる。

以上を踏まえ、更なる労働災害の減少を図る観点から、令和5年度の全国安全週間は、以下のスローガンの下で取り組む。

高める意識と安全行動 築こうみんなのゼロ災職場

2 期 間

7月1日から7月7日までとする。

なお、全国安全週間の実効を上げるため、6月1日から6月30日までを準備期間とする。

3 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

4 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

5 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全関係団体、労働組合、経営者団体

6 実施者

各事業場

7 主唱者、協賛者の実施事項

全国安全週間及び準備期間中に次の事項を実施する。

- (1) 安全広報資料等を作成し、配布する。
- (2) 様々な広報媒体を通じて広報する。
- (3) 安全パトロール等を実施する。
- (4) 安全講習会や、事業者間で意見交換し、好事例を情報交換するワークショップ等を開催する。
- (5) 安全衛生に係る表彰を行う。
- (6) 「国民安全の日」(7月1日)の行事に協力する。
- (7) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (8) その他「全国安全週間」にふさわしい行事等を行う。

8 協力者への依頼

主唱者は、上記7の事項を実施するため、協力者に対して、支援、協力を依頼する。

9 実施者が準備期間中及び全国安全週間に実施する事項

安全文化を醸成するため、各事業場では、全国安全週間及び準備期間を利用し、次の事項を実施する。

- (1) 安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
- (2) 安全パトロールによる職場の総点検の実施
- (3) 安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
- (4) 労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族への協力の呼びかけ
- (5) 緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
- (6) 「安全の日」の設定の他、準備期間及び全国安全週間にふさわしい行事の実施

10 実施者が継続的に実施する事項

全国安全週間における取組をより効果的にするためにも、事業者は、準備期間及び全国安全週間以外についても、以下の事項を継続的に実施する。

(1) 安全衛生活動の推進

安全衛生管理体制の確立

ア 年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備

イ 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任

ウ 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化

エ 労働安全衛生マネジメントシステムの導入等によるPDCAサイクルの確立

安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等

ア 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施

- イ 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足
- ウ 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実
- エ 労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認
自主的な安全衛生活動の促進
- ア 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底
- イ 職場巡視、4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化
リスクアセスメントの実施
- ア リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善
- イ SDS（安全データシート）等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進
その他の取組
- ア 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承
- イ 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の向上
- ウ 「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく、安全衛生に配慮したテレワークの実施

（２）業種の特性に応じた労働災害防止対策

小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策

- ア 全社的な労働災害の発生状況の把握、分析
- イ 経営トップが先頭に立つて行う安全衛生方針の作成、周知
- ウ 職場巡視、4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化
- エ 安全衛生担当者の配置、安全意識の啓発
- オ パート・アルバイトの労働者への安全衛生教育の徹底
陸上貨物運送事業における労働災害防止対策
- ア 荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用
- イ 積み卸しに配慮した積付け等による荷崩れ防止対策の実施
- ウ 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施
- エ トラックの逸走防止措置の実施
- オ トラック後退時の後方確認、立入制限の実施
建設業における労働災害防止対策

ア 一般的事項

- （ア）足場等からの墜落・転落防止対策の実施、手すり先行工法の積極的な採用、フルハーネス型墜落制止用器具の適切な使用
- （イ）職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施
- （ウ）元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施
- （エ）建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保
- （オ）輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施
- （カ）一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置

イ 自然災害からの復旧・復興工事における労働災害防止対策

製造業における労働災害防止対策

ア 機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施

イ 機能安全を活用した機械設備安全対策の推進

ウ 作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施

エ 高経年施設・設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施

オ 製造業安全対策官民協議会で開発された、多くの事業場で適応できる「リスクアセスメントの共通化手法」の活用等による、自主的なリスクアセスメントの実施

林業の労働災害防止対策

ア チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施

イ 木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保

(3) 業種横断的な労働災害防止対策

労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策

ア 作業通路における段差等の解消、通路等の凍結防止措置の推進

イ 照度の確保、手すりや滑り止めの設置

ウ 「転倒等リスク評価セルフチェック票」を活用した転倒リスクの可視化

エ 運動プログラムの導入及び労働者のスポーツの習慣化の推進

オ 中高年齢女性を対象とした骨粗しょう症健診の受診勧奨

カ 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく措置の実施

高齢労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策

ア 「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく措置の実施

イ 母国語教材や視聴覚教材の活用等、外国人労働者に理解できる方法による安全衛生教育の実施

ウ 派遣労働者、関係請負人を含めた安全管理の徹底や安全活動の活性化

交通労働災害防止対策

ア 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施

イ 飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施

ウ 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発

エ 飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施

熱中症予防対策（STOP！熱中症 クールワークキャンペーン）

ア 暑さ指数（WBGT）の把握とその値に応じた熱中症予防対策の実施

イ 作業を管理する者及び労働者に対する教育の実施

ウ 事業場における熱中症予防に係る責任体制の確立、発症時・緊急時の措置の確認、周知

業務請負等他者に作業を行わせる場合の対策

ア 安全衛生経費の確保等、請負人等が安全で衛生的な作業を遂行するための配慮

イ その他請負人等が上記10(1)～10(3)に掲げる事項を円滑に実施するための配慮

参考6

令和5年度全国安全週間 滋賀労働局労働基準部長安全パトロール実施要綱

- 1 実施日 令和5年7月3日(月) 14時00分～16時00分

- 2 事業場 事業場名：ゼオンポリミクス株式会社
所在地：滋賀県大津市石居1丁目11-1
事業内容：各種ゴム部品の間加工製品
労働者数：105名

- 3 出席者 滋賀労働局 労働基準部長 他 計4名
大津労働基準監督署 署長 他 計2名
ゼオンポリミクス株式会社 計5名

- 4 当日のスケジュール(予定)

| | |
|-------------|--|
| 14:00 | 各参加者が事業場に到着、会議室へ移動 |
| 14:00～14:30 | 労働基準部長から「開会の挨拶」 健康安全課長から「パトロールの趣旨説明」 事業場代表者から「挨拶」 パトロール参加者紹介 事業場概要、安全衛生活動の概要説明 |
| 14:40～14:45 | 工場へ移動 |
| 14:45～15:30 | 工場安全パトロール |
| 15:30～15:35 | 会議室へ移動 |
| 15:35～15:45 | 質疑応答 |
| 15:45～15:55 | 大津労働基準監督署担当官から「個別講評」 大津労働基準監督署長から「総括講評」 |
| 15:55～16:00 | 健康安全課長から「閉会の挨拶」 |
| 16:00 | 散会 |

5 当日の取材について

パトロールは取材可能ですので、是非、取材をお願いいたします。取材いただける場合は、事前に担当者までご連絡いただきますようお願いいたします。

取材にあたっては、現場内での安全確保上必要な事項、撮影可能範囲等、入場時に説明いたしますので、10分前には現場に入場していただきますようお願いいたします。

ゼオンポリミクス株式会社
(滋賀県大津市石居 1 丁目 11 - 1)

